

奈良県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があつた。

平成三十年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休止年月日
医療法人やわらぎ会	生駒郡三郷町立野南二―九一三一	訪問看護ステーションピノキオ	生駒郡三郷町立野南二―九一三一	平成三十年五月三十一日